

錦帯橋ロゴマークの使用について

錦帯橋ロゴマークについては、下記によりご使用いただけます。

■使用手続き

- 錦帯橋ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ錦帯橋ロゴマーク使用申請書（様式第 1 号）を提出してください。
- 次のいずれかに該当するときは、錦帯橋ロゴマーク使用届出書（様式第 2 号）を提出してください。
 - ・ 錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体が使用するとき。
 - ・ 山口県内の学校教育法第 1 条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
 - ・ 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- 次のいずれかに該当するときは、申請書又は届出書の提出を省略することができます。
 - ・ 協議会が実施する事業に使用するとき。
 - ・ 個人が個人的に使用するとき。

■使用の禁止

- 次のいずれかに該当するときは、錦帯橋ロゴマークを使用することができません。
 - ・ 錦帯橋の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるとき。
 - ・ 「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
 - ・ 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - ・ 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - ・ その他使用が不相当と認められるとき。

■使用承認

- 申請書の提出があった場合、使用禁止事項に該当する場合を除き、錦帯橋ロゴマークの使用を承認し、錦帯橋ロゴマーク使用承認通知書（様式第 3 号）により通知します。
（錦帯橋ロゴマークの使用を承認しない場合、錦帯橋ロゴマーク使用不承認通知書（様式第 4 号）により通知します。）

■使用料、使用期間

- 錦帯橋ロゴマークの使用料は、無料です。
- 錦帯橋ロゴマークの使用期間は、最長で1年です。

■使用上の遵守事項

- 錦帯橋ロゴマークの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。
 - ・ 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
 - ・ 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - ・ 「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。

■見本品の提出

- 錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けた場合は、使用した物品等の見本品（写真も可）を提出してください。

■承認内容の変更の申請

- 承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、錦帯橋ロゴマーク変更使用申請書（様式第5号）を提出してください。

■使用状況の報告等

- 錦帯橋ロゴマーク使用承認を受けたものに対し、使用状況についての報告を求める場合や、実地調査を行う場合があります。

■承認の取消し等

- 錦帯橋ロゴマークの使用が、「錦帯橋ロゴマーク使用マニュアル」に定める内容等に違反していると認められるときは、使用に係る承認を取り消し、又は使用の中止を求める場合があります。

■責任の制限

- 錦帯橋ロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けたものに損害が生じても、協議会は、その責を負いません。
- 錦帯橋ロゴマークの使用承認を受けたものが、錦帯橋ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責任を負いません。